○愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和3年3月26日条例第21号

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第58号) の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法 律第123号。以下「法」という。)第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営 に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)(同省令第7条を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えば、規則で定める。

(非常災害対策)

- 第4条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該障害者支援施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者(障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下同じ。)の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該障害者支援施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との 連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制に ついて職員及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努め なければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要

に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 障害者支援施設は、非常災害が発生した場合に職員及び利用者が当該障害者支援施設において 当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄 に努めなければならない。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。